

「北海道犯罪被害を考える日」制定要領

1 制定の趣旨

道では、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復又は軽減を図るとともに、犯罪被害者等を社会全体で支え、安心して暮らすことができる道民生活の実現を目指して、「北海道犯罪被害者等支援条例」（以下、「条例」という。）を制定した。

条例では、全ての犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有するとの基本理念にのっとり、道民や事業者は、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性の理解を深め、二次被害を生じさせることのないよう十分配慮するよう努めなければならないことを責務とした。

こうした条例の趣旨を広く道民や事業者に浸透させるため、国の「犯罪被害者週間」（11月25日～12月1日）の初日である11月25日を「北海道犯罪被害を考える日」と定めるものである。

2 設定日

毎年11月25日とする。

3 内容

犯罪被害者等支援は、国、道、市町村、民間支援団体等が相互に連携し、及び協力することにより推進されなければならないとの条例の基本理念にのっとり、これらが連携し、「北海道犯罪被害を考える日」において、道民や事業者の理解を深めるための広報、啓発活動などの取組を全道一斉に展開し、犯罪被害者週間での事業の一層の充実を図るものとする。

4 施行

この要領は、平成30年5月11日から施行する。

〔北海道〕